

薪ストーブの会・活動のルール

薪ストーブの会

1 活動ルール作成の目的

- ① 薪ストーブの会の健全な運営と安全な活動を確保する為
- ② 薪ストーブの会の会員同志の円満な交流と楽しい活動現場を維持するため
- ③ 薪ストーブの会の永続的な活動を担保するため
- ④ ボランティア活動参加による、どんぐりの森の再生(作業の準備・伐倒木、枝の片付け・どんぐり等の植樹活動・伐倒後の下草刈り・萌芽更新の育成等)

2 作業開始時の確認

- ① 入山するときは、2人以上とし、一人での入山は、基本的に禁止する。
- ② 作業に参加する会員は、当日の作業日報に名前と参加予定時間を記載する
- ③ 作業開始前に、当日の班長を決めて、KYボードによる、安全確認を実施する
- ④ 作業開始前に、参加者確認のために写真を撮影する
- ⑤ 当日の作業内容を全員で確認して、作業を開始する
- ⑥ 作業時の中間(午前 1回・午後 1回)に休憩時間を設ける

3 作業時の服装

- ① ヘルメットを着用する
- ② 長袖・長ズボンを着用する
- ③ 皮手袋を着用する
- ④ ナタか鋸を用意する
- ⑤ 鉄心のある長靴か革靴を着用する
- ⑥ 作業時は(笛)を持参する
- ⑦ チェンソーを使用するときは、チャプスを必ず着用する
- ⑧ 下草刈を行う場合は、ゴーグルを装着する

4 作業時および入山時の注意事項他

- ① 伐倒するときは、伐倒方向・ツルがらみ・掛り木等、伐倒時に障害になるものが無いか確認する
- ② 伐倒者は、横に必ず監視員1人を配置し、伐倒木の高さ以内に、人・車がないかを確認する
- ③ 伐倒する時は、前に伐倒した枝処理が完了してから、伐倒範囲に人が居ないことを確認してから行う
- ④ 伐倒木の枝整理をするときは、最大、5人以内とし、伐倒木の下(谷側)には入らない
- ⑤ 元玉切は基本的に禁止する(伐倒木が回転し、大事故に繋がる危険が大 どうしても必要が

ある場合に、必ず枝整理をしているメンバーに呼び掛けて、伐倒木から離れた時に行う

- ⑥ 伐倒木を玉切りするときは、中間斜面より上では、2mから3m以上とし、80cm・40cmの玉切りはしない、
- ⑦ 玉切り材を下すときは、下流にメンバーがいないことを確認するか、呼び掛けてから降ろす
- ⑧ チルホールやポータブルウインチを使用するときは、必ず滑車を使用し、90度の中間ワイヤーをセットしてから実施する
尚、その場合、ワイヤー・プの内角には立ち入らない
- ⑨ 枝整理は、所定の場所にキチンと整理し、みだりに散らかさない
- ⑩ 薪割り機を使用し、薪割り等をするときは、最低 2人で行い、安全に充分注意して行う
斧で薪割りするときは、自分から3m以内に人が居ないことを確認してから行う
- ⑪ ロープやワイヤーを使用するときは、ゴム手袋は使用しない(巻き込みによる事故防止)
- ⑫ 作業する場所では、走らない
- ⑬ 下草刈を実施する場合は、互いに最低、5メートル離れて作業する
- ⑭ ドングリ等の植栽を行った時は、植栽した箇所に、目印の枝をさして、ピンクテープを縛る
- ⑮ 作業予定日以外は、基本的に入場しない。
予定日以外に入場するときは、資源をいかす会の事務局およびサバトの森の管理事務所
に届けてから入場する。(薪の配達等の注文があった場合等)
- ⑯ どんぐりの森の入り口がある前の道路は、奥に向かって、一方通行とする。(道路狭いため)
- ⑰ サバトの森の敷地内道路については、徐行とする。
- ⑱ **薪ストーブの会の資機材を借用するときは、所定の借用書を事務局に提出し、許可を得てから行う。**

5 積み込み時のルールについて

- ① 持ち帰りする時は、所定の交換レートの本数を、参加者の立会いの下で積み込み、一人では行わない
積み込み開始は、作業終了後とし、作業中の積み込みは行わない。
- ② 乾燥薪を積み込むときは、必ず会員の立会いの下で積み込み、勝手に一人では積み込まない
『きもち』との交換レートについては、別途『交換レート表』に基づき行う。
- ③ 積み込みは、基本的に作業予定日とし、以外の入山を禁止する。
薪の注文等により、どうしても入山が必要なときは、事務局の了解を得て行う。

上記 1 から 5 のルールを著しく守らない会員に対しては、川崎町の資源をいかす会の定款
(第3条・第9条・第11条)に基づき、注意・勧告を行い、従わないときは、薪ストーブの会からの
除名を行う。

以上